認知症高齢者等による事故等の実態把握等に関する ワーキンググループ 開催要領

1. 趣 旨

関係省庁における認知症高齢者等による事故等の実態把握等を推進するとともに、これに関連する関係省庁における取組の推進を図るため、「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」の下に課室長級のワーキンググループを開催することとする。

2. 検討課題

- ① 認知症高齢者等による事故等の実態把握等の推進
- ② ①に関連する認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた 取組の推進

3. 構成員

会議の構成員は別紙のとおりとする。ただし、今後必要に応じて構成員の追加があり得る。

4. 運営

本会議の庶務は、厚生労働省老健局で行う。

議事は非公開とし、「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」にその検討結果を報告する。

認知症高齢者等による事故等の実態把握等に関する ワーキンググループ 構成員

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)付参事官

(高齢社会対策担当)

警察庁 生活安全局 生活安全企画課 犯罪抑止対策室長

交通局 運転免許課 高齢運転者等支援室長

金融庁 監督局 保険課 保険商品室長

法務省 民事局 参事官

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課長

厚生労働省 老健局 総務課長

老健局 総務課 認知症施策推進室長

認知症高齢者等による事故等の実態把握に関する ワーキンググループにおける取組

- 1. 実態把握の推進
- 認知症の人の日常生活におけるトラブルや対応実態についての情報収集 (厚生労働省)
- 認知症の人による事故等に関する裁判例についての情報収集 (法務省)
- 民間保険の保険金支払い対象となった認知症の人による事故等の事例に ついての情報収集 (金融庁)
- 認知症の人が関係する鉄道事故についての情報収集 (国土交通省)
- 認知症の人が交通事故を端緒として自動車運転免許の取消等に至った事 案についての情報収集 (警察庁)
- 2. 有識者からのヒアリングの実施